

1. 災害義援金を内容とする現金書留郵便物の送付先及び取扱期間

県名	自治体名等	送付先	取扱期間
新潟県	十日町市	〒948-8501 十日町市千歳町 3-3 十日町市役所 十日町市豪雪災害対策本部	平成23年 2月 7日(月) から 平成23年 3月31日(木) まで
	柏崎市	〒945-8511 柏崎市中央町 5-50 柏崎市役所 柏崎市豪雪災害対策本部	
	妙高市	〒944-8686 妙高市栄町 5-1 妙高市役所 妙高市豪雪災害対策本部	

2. 通常払込みによる災害義援金の送金先及び取扱期間

県名	加入者名	口座記号番号	取扱期間
新潟県	十日町市豪雪災害義援金	00570-4-705	平成23年 2月 7日(月) から 平成23年 3月31日(木) まで
	上越市大雪災害義援金	00580-5-706	
	妙高市豪雪災害義援金	00590-1-715	

※ なお今後、この度の大雪に関して、通常払込みによる災害義援金の受付団体の追加や取扱期間の延長等があった場合には、随時、ゆうちょ銀行Webサイトにてお知らせしてまいります。

【掲載ページ】 http://www.jp-bank.japanpost.jp/kojin/tukau/fukusi/kj_tk_fk_gienkin.html